

8 通信回線の初期契約解除について・端末のクーリングオフについて

本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。

1. 本サービスは本書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、プレミアムモバイルサポートセンターにご連絡いただくか、書面による通知をいただくことで、本契約の解除を行うことができます。この効力はお電話にて受付した時と、本書面をお客様が受領した日から起算して8日以内の消印が押された書面が弊社にて受領した時に生じます。

【電話による契約解除】

プレミアムモバイルサポートセンター(0120-201-805)すでに商品をお受け取りの場合は、返送方法も案内いたします。

【書面による契約解除】 右記内容を記載ください

<書面送付先>

〒170-0022 東京都豊島区南池袋3-13-10 isp第3ビル 6F
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 宛て

<端末返却先>

〒132-0025 東京都江戸川区松江4-4-1-4F
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 プレミアモバイル 宛て

2. この場合、お客様は

- ① 損害賠償若しくは違約金その他金銭などを請求されることはありません。
 - ② ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金および事務手数料は請求されます。当該請求に係る額は、本書面に記載した額となります。
 - ③ また、契約に関連して当社が金銭などを受領している際には当該金銭など(上記②で請求する料金などを除く。)をお客様に返還いたします。
 - ④ さらに商品をお受け取りの場合は、着払いにて伝票に記載されている発送元にご返送願います。(送り先が不明の場合は0120-201-805にご連絡ください)
3. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。ただし、お客様から初期契約解除制度の不実告知の申告を受け、事業者が初期契約解除を受付けた場合は、当該書面の再交付をしないものとします。

<書面による解除の記載例>

<input type="checkbox"/>	1700022	契約書面受領日 平成〇年〇月〇日
東京都豊島区南池袋 3-13-10 isp第3ビル 6F	スマートモバイル コミュニケーションズ株式会社 宛	① 契約者番号 ② プレミアモバイル プラン名 ③ サービス利用料
【お客様情報】 ・ご住所 ・ご契約者名 ・お電話番号		上記契約を解除します。

～ 個人申し込みのお客様へ (クーリングオフについて) ～

お客様が、当社の提供する端末等(以下、総称して「商品」といいます。)を、当社または販売店(以下、総称して「当社など」といいます。)からの電話勧誘販売または訪問販売により、商品のお申し込みをされた場合(以下「本契約」といいます。)、以下の通り、クーリングオフにより本契約の申し込みの撤回または解除を行うことができます。

- ① お客様は、本書面を受領した日を含め8日を経過するまでは、書面により本契約の申し込みの撤回または解除を行うことができます。
- ② ①の期間が経過した後であっても、お客様が、当社などが本契約の申し込みの撤回または解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社などが威迫したことにより困惑し、これらによって本契約の申し込みの撤回または解除を行わなかった場合、お客様は、当社などが改めて交付した本書面をお客様が受領した日を含め8日を経過するまでは、書面により本契約の申し込みの撤回または解除を行うことができます。
- ③ ①または②の本契約の申し込みの撤回または解除をする場合は、申し込みの撤回または解除に係わる書面を発送した時に、その効力が生じます。
- ④ ①または②の本契約の申し込みの撤回または解除がなされた場合、当社などは、お客様に対し、本契約の申し込みの撤回または解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求することはありません。また、すでに提供した商品に関する対価(商品を使用することにより得られた利益に相当する金銭を含みます。)についても、当社などがお客様に請求することはありません。
- ⑤ ①または②の本契約の申し込みの撤回または解除がなされた場合、本契約に係わる商品の引き渡しがすでにされている時は、商品の引き取りに要する費用は販売店の負担とし、お客様はこれを負担しないものとします。
- ⑥ ⑤の引き渡しがすでにされている商品は、①または②の本契約の申し込みの撤回または解除がなされた日から30日以内(以下「返送期間」といいます。)に上記「端末返却先」まで返送いただきますようお願いいたします。返送期間を過ぎた場合、当該商品の端末代金を請求させていただきます場合がございます。
- ⑦ ①または②の本契約の申し込みの撤回または解除がなされた場合、商品の代金が支払われている時は、当社などはお客様に対しすみやかにその全額を返還いたします。

9 お問い合わせについて


 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 プレミアモバイルサポートセンター

0120-201-805
 ■受付時間 10:00～18:00(年末年始除く)
 ■携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 〒170-0022 東京都豊島区南池袋3-13-10 isp第3ビル 6F
 URL: <http://www.premiermobile.jp>

プレミアムモバイル通信サービスご契約に関する 重要事項説明書 兼 設定通知書 <プレミアムモバイル プラン1>

- ◆ 本ご案内はパスワードやお問い合わせの際に必要な、非常に重要な情報が記載された大切な資料になります。サービスのご利用開始後も大切に保管くださいますようお願いいたします。

お客様ご登録情報

※ご契約IDはお問い合わせの際に必要なIDです。

ご契約ID	
ご契約者名	
ご契約住所	

ご契約サービス一覧

※記載されている価格はすべて税抜です。

プラン名	料金・キーコード
プレミアムモバイル プラン1	4,880円
有料オプションサービス一覧	料金

お申し込みプラン、オプションサービスの規約については次のURLからご確認ください <http://www.premiermobile.jp/clause/>

お支払い方法	マイページログインID
--------	-------------

※マイページがご利用できるのは端末受取月の翌月末となります。
※オプションサービスはマイページにて解約手続きが可能です。

「プレミアムモバイル契約約款」(データ専用SIMカード版) (以下「契約約款」といいます) および、携帯電話事業者の定める約款その他利用条件に従っていただきます。以下、契約内容に関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

契約事業者:スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

1 プレミアモバイルご契約にあたって

1. 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
2. 最新の「プレミアムモバイル契約約款」については、当社Webサイトにてご確認ください。(URL: <http://www.premiermobile.jp>)
3. 新規お申し込み時に発行させていただきました「ご契約ID」は、お客様サポートセンターにお問い合わせいただいた際に、契約者ご本人であることを確認するために利用する場合がありますので、お忘れにならないようご注意ください。また、第三者へ「ご契約IDおよびパスワード」を開示しないでください。
4. 本サービスの、データ通信対応エリアはNTTドコモのXi(R)エリア、FOMA(R)エリアに準じます。対応エリアの確認方法は、NTTドコモのホームページ(<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/mvno/user/index.html>)からご確認ください。
5. 本サービスは株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」といいます)のネットワークを利用しますが、NTTドコモが提供するサービスではありません。従ってNTTドコモのサービスであるSPモード(R)、iモードR、またdocomo.ne.jpのメールアドレスの利用はできません。

